

東京ガス株式会社との連携協定の締結について

1 目的・概要

エネルギー供給の社会基盤と専門知識を有する民間事業者と連携協定を締結することで、環境教育による区民の意識啓発や、CO₂排出量削減に寄与する環境に配慮したガスの区有施設への導入等を進め、本区の掲げる2050年ゼロカーボンシティの実現を図る。

2 協定の締結先

東京ガス株式会社
代表執行役社長 笹山 晋一

3 協定の主な内容（要旨）

（1）連携事項（第1条第1項）

- ・ゼロカーボンシティの実現に向けた再生可能エネルギー普及等に関する事項
- ・学校等における環境エネルギー教育を通じた啓発活動に関する事項
- ・区有施設における環境に配慮したガスの導入検討に関する事項
- ・その他区民への環境配慮行動の普及促進向上等、ゼロカーボンシティの実現に関する事項

（2）協議の実施（第1条第2項）

連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、別途書面にて定めるものとする。

（3）期間（第3条）

協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに双方解約の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

※ 協定書（案）は、別添のとおり

4 環境に配慮したガスの導入

カーボンオフセット都市ガスを区役所本庁舎に導入。

CO₂削減量（見込み） 約238t-CO₂/年

（区有施設全体の年間CO₂排出量の約1.4%に相当）

その他の区有施設への導入については、今後検討していく。

5 今後の予定

令和7年2月28日 東京ガス株式会社との連携協定の締結

3月 カarbonオフセット都市ガス導入開始

台東区ゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定書（案）

台東区（以下「甲」という。）及び東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、ゼロカーボンシティを実現するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

（1）ゼロカーボンシティの実現に向けた再生可能エネルギー普及等に関する事項

（2）学校等における環境エネルギー教育を通じた啓発活動に関する事項

（3）区有施設における環境に配慮したガスの導入検討に関する事項

（4）その他区民への環境配慮行動の普及促進向上等、ゼロカーボンシティの実現に関する事項

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上、別途書面にて定めるものとする。

（協定の見直し）

第2条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容に付き変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期 間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申出がないときは、同一内容で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中であるか有効期間満了後であるかを問わず、第三者に開示・漏えいし、又は本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本協定に基づく活動に必要な範囲内において、自己の関連会社及び子会社に対して、同項と同様の義務を負わせることを条件に、甲から知り得た秘密情報を開示することができる。

（疑義の解決）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に付き疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠意を持って協議の上これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

- 甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長 服部 征夫
- 乙 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京ガス株式会社
代表執行役社長 笹山 晋一